

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、大型貨物自動車等が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を引き上げることを内容とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール (pabukome-kisei@npa. go. jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通規制課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和6年1月12日（金）から 令和6年2月10日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 参 考 〉

別紙のほかに、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」について、案文及び新旧対照表を公表しております。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項及び第114条の6

3 改正の内容

大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車^(注)（車両を牽引するものを除く。）が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、現行の80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることとする（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第27条第1項関係）。

（注）特定中型貨物自動車とは、車両総重量が8トン以上、最大積載重量が5トン以上又は乗車定員が11人以上の中型自動車のうち、専ら人を運搬する構造のもの以外のものをいう。

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。